大切なお知らせ

東京厚生信用組合

# 預金口座の売買・譲渡は「犯罪」です！！

# 預金口座の売買・譲渡は決して行わないでください

「改正犯罪収益移転防止法」により、下記の行為は禁止されております。

1．他人になりすまして口座を利用すべく通帳、キャッシュカード等を譲り受ける

2．上記1.の事情を知りながら、通帳、キャッシュカード等を譲り渡す

3．正当な理由なく有償で通帳、キャッシュカード等を譲り受け、譲り渡しをする。

また、インターネット上などに売買の広告を載せることも禁止されています。

※違反した場合は、1 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

※「業」としてこれらを行った場合は、3 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

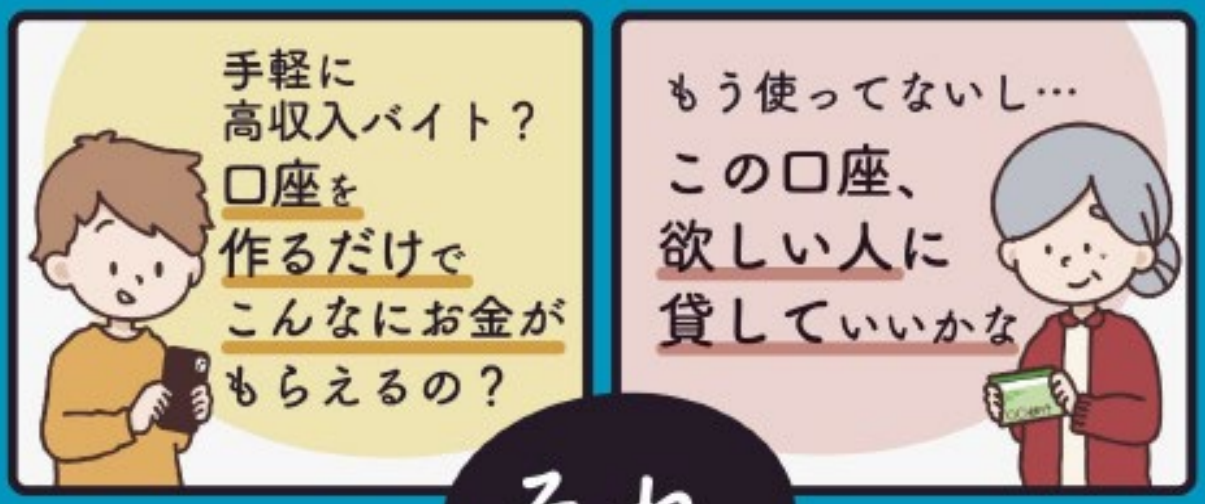

# 口座を売ったり貸したりすると罪になります！

**他の金融機関でも口座の開設や利用ができなくなる場合があります**

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込め詐欺など）や、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。

不安だな、と感じたら…
金融機関または警察までご相談ください

金融庁 Financial Services Agency

警察庁 National Police Agency

特殊詐欺対策ページで詳細をチェック！

東京厚生信用組合